

戦争災害研究室だより

第10号 2007年6月13日

東京大空襲・戦災資料センター

136-0073 江東区北砂 1-5-4 財団法人政治経済研究所内

tel03-5857-5631 fax03-5683-3326

HP <http://www9.ocn.ne.jp/~sensai/> E-mail sensai-shiryō-center@abelia.ocn.ne.jp

第10回研究会報告

日時 2007年5月27日(日) 午後2-6時

会場 政治経済研究所共同研究室

報告題 重慶大爆撃訴訟について

報告者 一瀬敬一郎 伊香俊哉

出席者 青木哲夫 荒井信一 一瀬敬一郎 植野真澄 大岡聡 鬼嶋淳 中村江里
原田敬三 前田哲男 山辺昌彦 山本唯人 吉田裕 (50音順)

一瀬敬一郎「重慶大爆撃訴訟に関する報告」要旨

A 重慶大爆撃訴訟

1 提訴

(1)重慶大爆撃訴訟は、日中戦争中に日本軍に無差別爆撃を受けて被害を受けた重慶市民などの中国人40人が日本国を被告に起した戦後補償裁判である。報告者は同訴訟の他の弁護士と共に原告代理人を務めている。

同訴訟は2006年3月30日に提訴(東京地方裁判所)、被告は国。請求内容は「謝罪と賠償(原告1人慰謝料1000万円)」である。

(2)本訴訟は、重慶大爆撃の歴史事実を明らかにすること、重慶大爆撃の無差別爆撃性(国際法違反)を立証し、被害者への謝罪・賠償を実現すること等を目指している。

なお本訴訟で「重慶大爆撃」とは、現直轄市の重慶市への爆撃と四川省内の各都市への爆撃の全体を指している。

2 訴訟の概要

(1)原告は、重慶大爆撃の被害者40人。被害内容は、死者52人、負傷13人である。

爆撃被害地は、重慶市、四川省・樂山市、同省・自貢市の3地区である(各地の原告数は、重慶市34人、四川省・樂山市5人、同省・自貢市1人)。

なお現重慶市の範囲は広い(現重慶市は8万2000平方キロ)。日本軍の爆撃は現重慶市全域に及んでいる(巫山県、奉節県、万州区、梁平県なども爆撃)。

被害時期は、重慶市が1939年(9人)、1940年(14人)、1941年(10人)、1943年(1人)の4年間に分かれ、樂山は全員1939年(8月19日)、自貢は1941年である。

(2)現在までに開かれた裁判期日と訴訟内容は次の通りである。

2006年10月、第1回裁判。訴状の陳述、重慶市の爆撃被害者4人が意見陳述。

2007年1月、第2回裁判。樂山市の爆撃被害者3人が意見陳述。

同年3月、進行協議。

同年5月、第3回裁判。原告側が準備書面陳述。原告代理人の3人が意見を陳述。重慶市の爆撃被害者1人が意見陳述。日中共同声明と個人賠償請求権の関係について中国政府宛の調査囑託を申立てる。

次回（第4回）は、2007年9月10日午後1時30分（東京地裁103号法廷）。

3 被告の爆撃行為の概要（★別紙「日本軍の中国奥地爆撃の年譜」参照）

(1)爆撃時期は、1938年2月から1943年8月までの約5年半（特に1939年、40年、41年の3年間に集中している）。爆撃は陸軍と海軍双方が行ったが、主力は海軍航空部隊である。具体的な航空作戦は大陸命・大海令に基づき実施されたが、「航空ニ関スル陸海軍中央協定」による作戦が多かった。

(2)航空部隊の爆撃機が使用した基地は、主に湖北省漢口と山西省運城。

爆撃機の主力機は、海軍では96式陸上攻撃機、陸軍では97式重爆撃機だった。護衛戦闘機として零戦（零式艦上戦闘機）が有名であるが、その最初の実戦配備は1940年8月で、漢口を発進基地とし湖北省宜昌を中継基地とした。

爆撃対象の主要地区は、直轄市の現重慶市（当時の重慶市街地と広範な周辺地区を含む）及び四川省の各都市（樂山市、自貢市、成都市など）である。

(3)爆撃意図は、臨時首都になった重慶の市民生活に対する徹底的な破壊攻撃を執拗に繰り返すことにより、重慶市民の抗日戦争継続の意志を押し潰すことにあった。いわゆる戦略爆撃である。日本軍は国際法違反の無差別爆撃であることを充分認識しつつ、5年半もの長期間、同じ都市・地域に大規模な爆撃を繰り返し実施した（日本軍は、反復爆撃が中国民衆の人心の混乱を引き起こし国民政府を瓦解させることになることと位置づけ、「戦政略的航空戦」と呼称した）。

なお重慶大爆撃は、援蒋ルート爆撃（甘肅省の蘭州方面や雲南省方面への爆撃）への航空部隊の投入と一体的に行われた。

4 爆撃被害の概要

(1)最近の中国側の研究によれば、現重慶市の爆撃被害は、死亡人数は2万3659人、重傷人数は3万1072人、従って死傷者総人数は5万4731人と言う。

上記数値は、西南大学の潘洵教授＝同大学重慶大爆撃研究センター副主任が推計したもので、直轄市である現重慶市の範囲について各種史料に厳密な証拠評価を加えて算出したもので、従来の研究を一步前進させた意義をもっている（「抗日戦時期の重慶大爆撃の損失および遺留問題」『季刊戦争責任研究』第50号および同第53号31頁で数値の一部訂正を参照）。

上記潘洵論文の数値は統計数値をかなり低めに抑えたものである。そこで筆者は、現重慶市の実際の死傷者数は6万人を下らないと推定している。また、現重慶市と四川省全体の爆撃の死傷者総人数は10万人を超えていると推定している。なお、重慶大爆撃で家や店舗を破壊された市民は100万人規模にのぼると推定される。

(2)重慶の爆撃被害の状況

①1939年の爆撃被害

1939年は、5月3日と4日の「5・3、5・4」で重慶市民は最大の被害を被った（5月3日は、漢口飛行場を基地にした海軍航空隊による重慶に対する本格的な攻撃の開始であった）。

特に5月4日の被害は甚大だったが、4日の爆撃について、東京朝日新聞は、「重慶を再度大空襲 敵都大半暗黒と化す 海軍機・矢継早の猛撃」との見出しで、「この再度の猛烈な空襲により重慶市民は雪崩を打って市外に逃走中」と市民に対する無差別爆撃を自認していた。

② 1940年の爆撃被害

1940年、陸海軍の共同作戦として重慶を主要な爆撃対象としつつ、四川省各地への爆撃も本格的に行った。5月から「百一号作戦」が4ヶ月間行われた（5月18日から9月4日まで）。

海軍は1940年5月18日連合空襲部隊が漢口を主要基地として、陸軍は同年6月6日第三飛行集団が山西省運城を基地として、重慶攻撃を開始した。

6月中旬以降、日本軍は重慶の市街地をA区からH区までに区分し、陸海軍が協同して、昼に夜に爆撃を繰り返し、各地区を順次徹底的に絨緞爆撃した。6月24日から29日まで連続6日間の重慶市街地に対する爆撃が強行された。

記録に拠れば、「百一号作戦」における重慶方面に対する攻撃日数は41日（海軍32日、陸軍9日）であった（海軍連合空襲部隊作成の「百一号作戦の概要」別表第二「百一号作戦統計表」参照）。

この年に投入された爆撃機数は3954機、投弾数は1万2651発（爆弾1万2474発、焼夷弾177発）で、爆撃機の機数は前年の約4倍に増えていた。

③ 1941年の爆撃被害

1941年には「百二号作戦」（同年7月27日から8月31日まで）が実施された。これは中国との戦争をすみやかに終了させて中国を対米英戦における後方基地とすることを狙った作戦であった。再び大量の航空機を動員して重慶を中心とする四川省に対して無差別戦略爆撃を強行した。

この年は、「百二号作戦」以前から重慶市に対する爆撃は実行されていたが、6月5日の爆撃で、「6・5隧道大惨案」と呼ばれる較場口隧道内での窒息死・圧死による大量の犠牲者が発生した（「六・五隧道大惨案」での死者の数については、数千人説から一万人を超える説までである）。

また「百二号作戦」では、爆撃の回数と時間を増やし、いわゆる「疲労爆撃」戦術で重慶を連続的に攻撃した。例えば、8月前半、日本軍機は昼夜を分かたず6時間を空けない間隔で、重慶に対して1週間におよぶ持続的な爆撃を行った。

特に8月10日から13日にかけては、重慶市街地の空襲警報は13回、長さは96時間に達し、市内の水道電気は止まり、市民は食べることも眠ることもできなかった。

この年に投入された爆撃機数は3280機、投弾数は9682発（爆弾8745発、焼夷弾937発）である。

(3) 樂山市の爆撃被害

1939年8月19日、日本軍は四川省の樂山市を爆撃した。当時の東京朝日新聞は、「嘉定初空襲」という見出しで「我が海軍航空隊の精鋭大編隊は19日大挙して最近敵が遷都準備中の四川省嘉定（樂山）を急襲し」、「巨弾を浴びた嘉定市街は折柄の東南風に煽られ、全市全く火の海と化し猛煙は天に沖するを見届け」などと報じていた。

実際、8月19日の爆撃によって、樂山市の東・南・北の3つの門に位置する繁華街二十数カ所が炎の海となり、街は焦土と化した。この日の爆撃被害は、死傷者総人数が2000人を超える甚大なものだった。樂山は、翌1940年の5月と8月にも、さらに1941年の8月23日にも日本軍の爆撃を受けた。

(4) 自貢市の爆撃被害

日本軍は、四川省の自貢市を1939年10月から1941年8月の期間に7回（1939年に1回、1940年に2回、1941年に4回）爆撃した（中国側資料を整理した徐勇教授（北京大学歴史系）の論文「日本軍による塩遮断作戦と中国『井塩基地』の抗戦活動」『日中戦争の諸相』（錦正社、1997年）によると、爆撃機数474機、投弾数1544（爆弾1079発、焼夷弾465発）であった）。

とくに1941年7月、8月の爆撃は、中国の最も主要な産塩地と見なされていた自貢製塩場に対する「塩遮断」爆撃として行われ、これは「百二号作戦」の重点目標の一つになっていた（1941年7月27日、南京での陸軍飛行集団長の会議で、「中心課題は、

派遣軍の指導に基づく塩の補給しや断(このころ中国の奥地では塩の不足に苦しんでいるとの情報があった)であった。四川省の自流井方面には櫓を組んだ塩水井戸が多数あり、これを爆破するとともに、塩の集散地である都市を数多く攻撃することになった。」(『戦史叢書中国方面陸軍航空作戦』221頁)と自貢「塩遮断」爆撃の位置づけを確認し、翌28日から爆撃を開始している。)

自貢市の死傷者総人数は、987人(死者365人、重傷者622人)にのぼっている。

5 進行・争点

被告と裁判所は、争点を法律論に絞ってくる(被告は1回目から結審発言をしている)。弁護側は、事実立証で無差別爆撃の違法な実態を明らかにすると同時に、法律論では無差別爆撃違法論と個人賠償請求権論を正面から争っていく。

無差別爆撃問題が、第二次世界大戦後の戦争裁判で裁かれなかった戦争犯罪であること、20世紀後半から21世紀の現在に至るまで戦争における主要な攻撃形態となっていること(無差別爆撃問題は、前世紀末葉の湾岸戦争、コソボ戦争、さらに今世紀のアグガニスタン戦争、イラク戦争などを経て、現在、世界的に大きな問題として登場している)などを正面から主張していく。

重慶大爆撃以降、実際の無差別爆撃では、加害側は常に軍事目標主義を主張しているが、その虚構性は明らか。本訴訟では、「軍事目標主義の名の下に強行されている無差別爆撃」の構造自体を裁くことに大きな意義がある。

なお、無差別爆撃の違法性の検討については、重慶大爆撃の被害者と連帯する会・東京編の『裁かれる重慶大爆撃 特集・訴状』および空戦法規案の国際慣習法性を認めハーグ陸戦規則の解釈規準を示した原爆訴訟判決(東京地方裁判所1963年12月7日判決、判例時報355号17頁以下)参照。同原爆裁判に提出された高野雄一、田畑茂二郎、安井郁の原爆投下の国際法違反性等の法律論に関する鑑定書については松井康浩『原爆裁判』(新日本出版、1986年)250頁以下参照。

B 重慶大爆撃訴訟の前史と今後

1 提訴に至る経緯

筆者が最初に重慶大爆撃の被害調査に関わったのは2001年。そこで、それ以前と以後に分けて経緯について述べる。

(1) 1980年代から2000年まで

1985年以降、小林文男氏(元アジア経済研究所主任研究員、当時広島大学教授、2006年8月12日死去)が重慶を度々訪問して爆撃被害調査。同氏は、重慶市側に、それまでの六・五隧道大惨案の小さな碑(較場口隧道の3つの出入口の一つの磁器街の出口。演武庁出口ともいう。他の2つの出入口の場所は十八梯と石灰市)の改修を提言。重慶市側は、磁器街の防空洞出口の上に屋根をつくり壁に大型の追悼碑を立てて、廬溝橋事件50周年記念日にあわせて落成式を行った(新たに「六・五隧道惨案遺址」の碑が立てられた)。当時の地元の新聞記事によれば、7月の落成式の際に、碑の上には「日本侵略者爆撃重慶紀事碑」と書かれた横断幕が張られた。

小林氏は重慶市と広島市の友好都市提携にも尽力され、同提携協定は1986年10月合意された。

一方、1986年、1987年には前田哲男氏、重慶大爆撃の史実を調べるために重慶を訪問。同氏は取材結果を『朝日ジャーナル』に連載し、1988年には『戦略爆撃の思想』が出版された。

1990年代始めからの全中国的な対日個人賠償請求の動きと連動して重慶市レベルでも個人賠償問題が議論される経過があった。

1991年に重慶市出身の童増氏が中日共同声明では戦争賠償請求は放棄したが、個人賠償請求権は放棄されていないと問題提起を行った(中国研究所『季刊中国研究』21号

89頁に掲載された童増論文参照))。

1991年3月、重慶市出身の童増氏(北京在住)が第7期人民代表大会第4回会議に「『日本に対する中国の損害賠償請求』についての建議」を提出(この童増氏の建議については中国研究所発行、『季刊中国研究』1991年21号89頁参照)。

1992年2月、重慶市人民代表大会の決定(同年3月16日付毎日新聞等参照)

①日本の侵略戦争で被害を被った中国人個人の民間賠償問題について、全国人民代表大会が中国全体で日中戦争中の民間被害賠償1800億ドルを日本に要求するように求める旨の提案を決議し、送付。

②日本軍の爆撃による重慶市民殺傷や財産被害を調査し、爆撃被害に関する賠償要求の法的根拠を確実なものにすることを提唱。

この時期、中国の各地方議会で上記法案と同趣旨の提案を全国人民代表大会が中国全体で日中戦争中の民間被害賠償1800億ドルを日本に要求するように求める旨の提案を決議し、送付。

1992年の第7期人民代表大会第5回会議では、貴州省と安徽省の2省の人大代表がそれぞれ対日民間賠償請求に関する法案を提出した。

その後、周知の通り、1992年から1995年にかけて中国の外相・副首相などの政府高官が対日民間賠償請求は中日共同声明によって制限されない旨の発言を繰り返した。

1995年、重慶博物館で爆撃被害の展示会が開催される。展示会では200枚余の写真が展示され、重慶市民に大きな反響あり

(2) 2001年以降

2001年10月、市民側は重慶市博物館と展示物貸出しの協定を締結

- ・この頃から市民側は「重慶大爆撃受害者連誼会」として活動を開始

2003年4月、重慶大爆撃展覧会が重慶市珊瑚公園で1か月間開催

- ・重慶市委共産党宣伝部のほか重慶市の政協や人代などの幹部が出席

- ・新聞で四川省の被爆者にも呼びかけ→樂山市や自貢市の爆撃被害者とも交流

2004年4月7日、「重慶大爆撃被害者民間対日賠償請求原告団」

- ・同日の原告団結成には、重慶、樂山及び自貢の爆撃被害者が多数参加した。その後、短期間に約500人の被害者が被害者団に登録した。

(3) 2002年以降の重慶大爆撃被害者の日本訪問

2002年以降、重慶大爆撃の被害者・研究者が8月6日の広島原爆記念日に合わせて来日。「8・6ヒロシマ反核集会」に参加し、日本の平和運動との交流を続けている。

2002年は、重慶市文史研究館の副館長・故王群生氏、重慶大爆撃被害者・高鍵文氏、王孝詢教授(西南大学・歴史学)などが来日。

2004年は、重慶大爆撃被害者の高原氏及び程銘氏、徐勇教授(北京大学・歴史学)、画家の陳可之氏などが来日。

2005年は、重慶大爆撃の被害者・羅漢氏、林剛弁護士、潘洵教授(西南大学・歴史学)、重慶大爆撃研究者の牟之先氏(歴史学)などが来日。

同年8月には「アジア・太平洋地域の戦争犠牲者に思いを馳せ、心に刻む集会」実行委員会の各地の集会(東京、千葉、岩手、姫路、大阪)に重慶の爆撃被害者らが招待され、その過程で大阪空襲の被害者との交流も行われた。

提訴後の2006年には、重慶大爆撃被害者で原告の趙茂蓉氏、甘曉静弁護士、張正徳教授(重慶市行政学院・法学)などが来日した。

(4) 提訴準備のための被害調査

2004年8月、重慶爆撃の被害者が日本側に対日訴訟を前提とした被害調査を依頼。

同年12月、日本側弁護士が重慶で爆撃被害調査(翌年を含め計6回)。

2005年5月、6月、10月、11月、12月 日本側弁護士が被害調査継続。

なお、被害者の人数が多く全員のインタビューは困難なので、中国側の弁護士の協力を得て原告を絞り、まず原告40人で提訴することとした。

2 第2次提訴の準備

提訴後も、重慶および四川省各地で爆撃被害に関する調査は進められており、2007年末を目標に第2次提訴の準備が進められている。第2次提訴の主軸は、四川省の省都である成都の爆撃被害者である。

この間、日本からは3次にわたり（2006年12月、2007年4月、5月）、爆撃被害の調査のため成都を訪問している。

成都側では、四川大学の歴史学の教授や大学院生、国際法学の教授や大学院生、さらに成都の弁護士たちが被害調査活動の中軸を担っている。

また、第1次提訴の3ヶ所（重慶・乐山・自貢）の爆撃被害者も第2次提訴に参加する予定であり、それぞれ数十人の原告候補者がリストアップされている。第2次提訴の原告数は第1次提訴の人数を超える見通しである。

なお、戦時中の東京朝日新聞の記事によれば、成都に対して、海軍は1939年10月2日に最初の爆撃を行い、陸軍は1940年7月24日に最初の爆撃を行っている。

C 重慶大爆撃研究、戦後補償裁判の動向および裁判支援など

1 研究状況

(1) 無差別爆撃に関する研究

加害国・日本の中で、重慶大爆撃を正面から取り上げた研究は少ない。

小林文男『中国現代史の断章』（谷沢書房、1986年）

前田哲男『戦略爆撃の思想』（朝日新聞社、1988年。その後、1997年に社会思想社の現代教養文庫に収録。2006年新訂版が凱風社刊行）

石島紀之「戦略爆撃に対する重慶のたたかい」（『歴史評論』2001年8月号）

笠原十九司『日中全面戦争と海軍』（青木書店、1997年、重慶大爆撃以前の海軍の中国爆撃を分析した貴重な研究書）

最近の論文として、田中利幸教授（広島市立大学平和研究所）の「『ヒロシマの普遍化』に向けて」（『世界』2005年9月号63頁参照）および伊香俊哉教授（都留文科大学）の「戦略爆撃から原爆へー拡大する『軍事目標主義』の虚妄」（岩波講座アジア・太平洋戦争五巻『戦争の諸相』（2006年）収録）、荒井信一氏の「空襲の世紀の法理と日本」（『季刊戦争責任』第53号、2006年）がある。

また最近の重要な単行本として、吉田敏浩氏の『反空爆の思想』（日本放送出版協会、2006年）や生井英考教授の『空の帝国・アメリカの二〇世紀』（講談社・興亡の世界史・第19巻、2006年）がある。

(2) 研究会・学会など

①2006年から日本平和学会で「戦争と空爆問題研究会」が分科会として活動している（荒井信一代表）。同名の研究会が2ヶ月に1回、東京女子大学（聶莉莉教授）でも開かれている。

②2007年9月、3日間の予定で重慶市の西南大学（潘洵教授担当）で「重慶大爆撃と日本軍の戦争犯罪」というテーマで国際シンポジウムが開催される。

重慶側では、この国際シンポジウムを契機に、重慶大爆撃に関する資料・基本文献・口述（目撃者・被害者）・分析研究・写真などの全6巻位の出版物を出す計画とのこと。

③また重慶市では重慶大爆撃裁判との関連を構想に入れた「侵華日軍重慶大爆撃研究会」が前記②の国際シンポジウムまでに発足する予定で、代表には潘洵教授が就任予定であり、本訴訟の原告も個人として参加する予定である。これは重慶大爆撃に関する研究と宣伝を兼ねた団体として、本訴訟の成功に寄与することが発足の趣旨の一つとなっている。

2 2007年4月27日の最高裁判所・西松建設強制連行事件判決

(1) 最高裁判決の新たな動向

4月27日、最高裁判所は、西松建設強制連行訴訟で原審（広島高裁）の原告側勝訴の判決を取り消し、原告らの請求を退けた。しかも、判決理由中で日中共同声明5項（戦争賠償の放棄条項）に関して、(イ)日中共同声明は、「サンフランシスコ平和条約の枠組み」と同じ趣旨のものであるから、請求権の処理については、「個人の請求権を含め、戦争の遂行中に生じたすべての請求権」を相互に放棄することを明らかにしたものである、(ロ)請求権放棄の意味は、サンフランシスコ平和条約の請求権放棄と同じであり、「裁判上訴求する権能」を失ったというべきである、と判示した。

上記最高裁判決が行った日中共同声明解釈は、戦後補償裁判全般に大きな影響を与えるものである。なお最高裁は、同じ4月27日の午後、山西省慰安婦第二次訴訟の判決を言い渡したが、その理由中で、日中共同声明5項に関し同旨の判断をした（さらに同日、最高裁は、劉連仁強制連行訴訟など他の3件の戦後補償裁判について上告を棄却。次いで5月9日、180人が原告となっている細菌戦訴訟の上告を棄却、また南京事件・731部隊人体実験等訴訟でも同様に上告を退けた）。

(2)最高裁判決への批判

(a)国家は国民がもつ個人請求権を放棄できない。

もともと戦後処理の中には戦争賠償の処理と請求権の処理の2つの領域があり、後者の中には国民の請求権が含まれる。ポイントは、《国家は国民の請求権自体を処分（放棄など）する権能はもっていない》ということ。この論点はサ条約の時にも意識されていたもので、明示的にはオランダ政府が提起した（オランダは1956年に日本と請求権に関する個別合意を行った）。日本政府も、従来、サ条約などの国民の請求権放棄条項について、その意味は外交保護権の放棄にとどまる旨述べてきた。ところが最高裁判決は、サ条約などが国民の請求権放棄条項の意味について、一方で「請求権を実体的に消滅させることまで意味するものではな(い)」と当然の事理を認めながら、他方で、突如、「裁判上訴求する権能」は放棄されたと言う。

しかし、上記最高裁判決は明らかに相矛盾したことを述べて、実質上、《国家は国民の請求権を処分できない》という根本原理を破壊するもので完全に間違っている。最高裁は、この矛盾を糊塗するため最高裁は「国家は、戦争の終結に伴う講和条約の締結に際し、対人主権に基づき、個人の請求権を含む請求権の処理を行い得る」という屁理屈を持ち出している。しかし、もし「国家の対人主権」が存在するのであれば、国民の請求権は国家によって「実体的に消滅」させられてしまうはずである。そうは言わない以上、「国家の対人主権」が「請求権を実体的に消滅させることまで意味するものではな(い)」と言うのであるから、「裁判上訴求する権能」だけを放棄したとする理由は存在しない。

結局、サ条約などの国民の請求権放棄条項に意味を持たせるとしたら、外交保護権放棄説しかあり得ないと言うべきである。

(b)日中共同声明は国民の請求権を放棄していない。

日中共同声明は、5項で「中華人民共和国政府は、中日両国国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する。」と規定する。しかし日中共同声明中には他に賠償・補償の関係する規定はない。従って、《日中共同声明は、日中戦争遂行中に生じた中国国民の、日本国や日本企業に対する請求権は放棄していない。もちろん裁判上訴求する権能も放棄されていない。》と解するべきである。

条約の解釈については「条約法に関するウィーン条約」（採択1969年、発効1980年、日本加入1981年）がある。この条約法条約が日中共同声明の場合にも解釈の指針とされるべきである。同条約は解釈の一般原則として「文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈する」ことを定めている（31条）。そこで日中共同声明5項が放棄した「戦争賠償」の文言の解釈が問題となるが、冒頭で述べた通り戦後処理に関する通常用語では戦争賠償の処理と請求権の処理は厳密に分けられているから、日中共同声明5項の放棄の中に国民の請求権を含めることは「文脈」にも反し、また「文脈の趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味」から

も外れる。

結局、日中共同声明が国民の個人請求権を放棄していないことは明らかである。

従来から中国政府は日中共同声明が国民の個人請求権を放棄していない旨を何度も公に述べてきた（例えば1995年3月9日の全国人民代表大会の開催期間中の当時の銭副首相兼外相の発言など）。今回の最高裁判決を中国政府（判決当日の中国外交部の劉建超報道官のコメント）は強く批判している（後記参考）。

中国政府は最大級の言葉（「違法なものであり、無効だ」）で最高裁判決を批判しているが、合意の当事者たる中国の認めない日中共同声明の解釈は重大な事実誤認を犯すもの。

実は、日本の裁判所も周知の通り複数の戦後補償裁判の判決の中で、日中共同声明が国民の個人請求権を放棄していない旨を認定している。例えば、三井鉱山強制連行事件（福岡地裁2002年4月26日判決）、新潟強制連行事件（新潟地裁2004年3月26日判決）、西松建設強制連行事件（広島高裁2004年7月9日判決）など。上記の判決群は、理由として、①国家が国民の請求を処分しうることには原理的な疑問があること、②日中共同声明5項の文言（サ条約等との違い）、③実質的な理由として「日中共同声明によっても中国国民は戦争被害について何らの補償、代償措置を受けていない」事実などを指摘している。最高裁判決は、このような日本の裁判所が行ってきた日中共同声明の解釈を反故にするものであるが、前述の通りその解釈は根拠を欠いており、結局、最高裁判決は専ら政治的な動機に従ったものと弾劾されるべきである。

(c)対日個人請求権の行方は中国人民が決定するもの。

もともと中国人の戦後補償裁判は、中国政府の意向とは無関係に開始された（むしろ中国政府は当初は反対した態度を取っていた）。その後、中国人民が対日個人請求権の行使を主張するに及んで、1993年の当時の銭副首相兼外相の発言のように《日中共同声明が放棄したのは戦争賠償だけであり、中国国民の請求権は放棄していない》旨を明示に述べるようになった。今回の最高裁判決についても、今後これにどう対応するかは請求権の当事者である中国の人民自身が決めるであろう。すでに中国政府は判決の解釈は「違法、無効」と述べている。報告者が最近意見交換した上海や四川省の国際法学者や歴史学者は全員が最高裁が行った日中共同声明解釈を強く批判している。中国人民が判決を許さない意思を明確にし、広く中国人民がそれを支持すれば、中国政府は日中共同声明の解釈問題を靖国参拝問題と同様に外交問題にせざるを得なくなるし、そうすれば日本の最高裁も4・27判決を変更せざるを得なくなる。

* * *

■参考：2007年4月27日の中国外交部報道官のコメント(抜粋)

外交部の劉建超報道官は27日、日本の最高裁判所が「西松建設」損害賠償請求訴訟に最終審の判決を下したことについて取材に応えた。

劉報道官：

・中国政府が「中日共同声明」で日本国への戦争賠償請求放棄を宣言したのは、両国人民の友好的共存に目を向けた政治的決断だ。われわれは日本の最高裁が中国側の度重なる掛け合いを顧みず、この条項を勝手に解釈したことに対して強い反対を表明する。

・日本の最高裁が「中日共同声明」に下した解釈は違法であり、無効だ。われわれは日本政府に対し、中国側の懸念に真剣に対応し、適切にこの問題を処理するようすでに要求している。

・日本が中国侵略戦争期に中国人民を強制連行・労働酷使したことは、日本軍国主義が中国人民に対して犯した重大な犯罪であり、今なお適切な処理がなされていない現実的に重大な人権問題でもある。中国は日本に対し、歴史に責任ある態度で適切に関連問題を処理するよう要求する。「人民網日本語版」2007年4月28日

■参考：2007年5月31日の北京での中国人強制労働被害者の抗議行動（共同通信）

【北京31日共同】中国人元労働者らが西松建設（東京）などに強制労働の賠償を求めた訴訟で、敗訴した元原告やその遺族ら約30人が31日午前、北京の日本大使館前で抗議

活動を行い、宮本雄二大使あての抗議書を提出した。

05年4月に中国各地で起きた反日デモ以降、中国公安当局は街頭デモを厳しく規制してきたが、今回は西松訴訟の4月の最高裁での原告敗訴を受けて容認した。

■参考：2007年5月31日の中国外交部報道官の発言

〈中国、日本に強制連行された中国人の要求への対応を期待〉

中国外交部の姜瑜報道官は5月31日、北京での定例記者会見で、強制連行された中国人労働者の正当な要求に真剣に対応するよう日本政府に求めた。

姜瑜報道官は記者の質問に答えた際、「強制連行は日本軍国主義が中国に対する侵略戦争の期間中に犯した重大な罪で、中日間に残された大きな歴史問題でもある。中国側は一貫してこの問題に真剣に対応し、適切に処理するよう日本政府に求めている」と語った。

「CRI」より2007年6月1日

3 関連訴訟（東京空襲訴訟）・支援など

(1) 2006年に重慶大爆撃訴訟が提訴されてからは、「重慶大爆撃の被害者と連帯する会（重慶大爆撃の被害者と連帯する会の広島代表は元参議院議員の栗原君子氏、東京代表は前田哲男氏）」が広島と東京を中心に結成された。

(2) 2007年3月に東京大空襲の被害者が国を被告に東京地裁に提訴した。重慶大爆撃の被害者との連帯、訴訟上の協力も重要な課題となる。

(3) 本訴訟に関するお問い合わせは、本訴訟裁判弁護団事務局までご連絡下さい（本訴訟の訴状は、重慶大爆撃の被害者と連帯する会・東京編の『裁かれる重慶大爆撃 特集・訴状』を参照。弁護団事務局でも取り扱っている。

弁護団事務局（一瀬法律事務所）の連絡先は、電話03（3501）5558番（担当元永又は小田）、Email:info@ichinoselaw.com。）。

Web サイト <http://www.anti-bombing.net>、ブログ『重慶大爆撃とは？』
<http://blog.goo.ne.jp/dublin-ki> を参照のこと。

一瀬報告の討論概要

意見 軍律法廷のことは日本政府が無差別爆撃を国際法違法であると認定していた証拠にはなるが、法的手続きを抜きにして処刑している場合が多く、報復に近い。日本側の戦争犯罪として問題になっている。北博昭さんの評価は日本軍寄りである。大田昌秀さんが『那覇10・10大空襲一日米資料で明かす全容』の中で紹介しているが、沖縄・那覇の10・10空襲を都市に対する無差別爆撃であるとして日本政府が抗議している。

意見 すでに「空襲の世紀の法理と日本」（『季刊戦争責任研究』53号所収）に書いたことだが、北博昭さんの『軍律法廷』と別の論文「空襲軍律の成立過程」では、辻政信はアメリカ軍の飛行士を処罰しておくことが、将来のアメリカの日本空襲の予防策になる、見せしめのために飛行士を殺したいと考えたとしている。田中隆吉も同じようなことを言っている。軍律法廷の設置は報復とか空襲予防策といった政治的意味がおおきい。空襲軍律は大本営がモデルをつくって、それを各方面軍に配っている。軍司令官の権限でそれぞれの方面軍が軍律を作っている。捕虜だから処罰するには国際法上の捕虜保護と相殺できる国際法上の根拠が必要であるが、空襲法規を根拠に空襲軍律を作った。名古屋が典型だが、BC級戦犯裁判で、軍律法廷を開いた司令官らをアメリカ軍が裁いた。イギリスの研究者がヨーロッパでも捕獲した空襲機のパイロットを処刑した例を紹介し、日本軍が即決でなく軍律法廷による裁判形式をとったことを評価しているが、軍律法廷は厳密な意味での法廷ではない。軍律法廷には弁護士もいないし、裁判の体をなしていない。そのことが

わかっていたので、死刑というべきところを死罰とした。

意見 名古屋の司令官の岡田資については大岡昇平がドキュメント「ながい旅」で書いている。

意見 これはいま映画にしている。

報告者 日本軍はハーグ条約違反を言っているのか。無防備都市論はどうか。

意見 空襲軍律の制定過程では、憲兵隊司令官が米軍の捕獲パイロットを処罰するために「国際法違反に擬して」と書いている。法的形式は見せ掛けということだ。そのときに念頭にあった法規はハーグ条約でなく、空戦法規が念頭にあった。無防備都市論は陸戦法規には直接の関係規定がない。[戦時海軍力をもってする砲撃に関する条約]（1907年）を援用することで防備無防備都市の区別と軍事目標主義が萌芽的に成立した。その発展が空襲法規で、実定法にならなかったが、日本軍も空戦マニュアルを作る時、空襲法規に準じている。榎本重治も相談にのっていると思う。各国のマニュアルも空襲法規に準じている。国際慣習法として定着した。ジュネーブ条約の追加議定書で発展的に精密化している。

意見 実定法も慣習法も軽重はない。空戦法規は国際条約集にも入っている。

意見 日本海軍も重慶爆撃で、第3国の権益を爆撃しないように命令している。真珠湾攻撃も軍事目標主義の典型である。

報告者 重慶爆撃の追悼碑の最初はどこに作ったか。

意見 1986年にはじめていったが、その時は空襲に関するモニュメントはなかった。重慶爆撃についての記録・伝承・研究も80年代までは組織的になされていない。公文書は見られないで、新聞や雑誌を見た。重慶爆撃の研究者が2人いて、1人は西南師範大学の地域研究者で、もう1人は社会科学院の戦時経済の研究者であった。1938年に建てられた国民精神総動員の塔が、抵抗の碑になり、解放の碑になった。重慶は都市の景観がまるで変わっている。水位が上昇しているが、都市計画もそれを見越している。

意見 東京は関東大震災と違って、空襲では街路はあまり変わっていない。

意見 重慶の都市計画を扱った建築史の本に、田中重光著『近代・中国の都市と建築—広州・黄埔・上海・南京・武漢・重慶・台北』相模書房（2005/04）がある。

意見 重慶は防空壕でなく、地下防空洞で、砂岩をくりぬいた大きなもので、今でも残っている。

意見 4月27日の最高裁の中国戦後補償裁判の判決で、日中共同声明で個人請求権のうち訴追する権利がなくなったと言っている。企業や政府は救済の方法をとれと言っているようにも読めるが、これで法による解決の道がとざされ、訴訟自体が成り立たなくなるのではないか。アメリカの場合はナチス企業に対する集団訴訟が1999年から2000年であった。これはほとんど勝利した。アメリカ政府とドイツ政府が交渉して、2003年に記憶・再生・未来の基金ができ、補償して決着した。日本企業に対する集団訴訟が少し遅れてあった。これはサンフランシスコ講和条約の14条で請求権を放棄しているという理由で請求がしりぞけられた。現在の日本の状況と似ているが、その後の対応として、1

4条の政府解釈を立法で変えることを求める法案が出された（「2002年捕虜のための正義」法案）。今、アメリカ議会下院に出ている慰安婦決議案をその延長上でとらえることもできるが、決議案では日本政府が「歴史的責任」を認め謝罪・補償することを求めている。「歴史的責任」という言葉はドイツの基金の立法化のときに使われた言葉である。政府間の交渉による基金をつくるとか、議会の立法による解決とかの方向が示唆されているように思うがどうか。

報告者 共同声明なので、一方の当事者である中国政府が批判態度を取ることを期待して、第2次訴訟もやりたい。

意見 共同声明は政治文書なので直接法的解決をめざしたものではない。日中平和友好条約の前文で共同声明に述べられた諸原則（賠償条項をふくむ）が確認されているだけである。しかも共同声明の賠償事項にはあいまいな部分がある。中国は最初、賠償請求権の放棄を主張していたが、日本側が賠償請求の放棄と言い、中国側が譲歩して態度を変えた経緯がある。中国が一夜にして「請求権の放棄」を引っ込めた経緯は日本側の議事録では不明である。中国政府がこの交渉経緯を公表する必要がある。

質問 サンフランシスコ講和条約で個人請求権を放棄していることは問題ないのか。

意見 オランダではこのことが問題になった。オランダは条約に調印するときに、請求権放棄条項により被害を受けたオランダ国民に私権を放棄させることは出来ないと主張し、講和締結後に日本政府と交渉して私権消滅の代償として日本から1000万ドルを提供させて請求権を処理した。この私的請求権処理に最恵国条項を適用すればその利益は他の調印国にも及ぼされるので、14条の処理は事実上無効化されることになるというのが前述の「2002年捕虜のための正義」法案の趣旨であった。

（文責 山辺昌彦）

伊香俊哉報告「重慶爆撃の概要と資料状況」要旨

I. 日中戦争期の対中爆撃

上海事件から南京爆撃へ

1937.08/13] 長谷川長官命令～空襲部隊は「敵航空兵力を覆滅すべし……高々度…」

1937.08/14]-17]における空襲目標～華中諸都市の「軍事目標」

上海方面：虹橋飛行場・閘北方面敵陸上部隊

南京方面：笕橋・笕司両飛行場・広徳飛行場？・南京飛行場・大校場飛行場・明故宮飛行場・八府塘・大行宮・中山東路一帯

1937.08/15] 木更津部隊中攻20機、午後3時頃、南京飛行場を高度約500mで爆撃、敵機及び地上砲火による被撃墜機4、被弾による要修理機6。《昼間・低空爆撃》

木更津航空隊の所見「南京附近の防空施設は予想以上に完備せられあり…此の度の低空爆撃敢行は……大型機の攻撃としては常道に非ざること明白なり」

1937.08/19]-27] 南京の兵器・火薬工場、軍官学校、国民政府参謀本部、大校場飛行場、南京警衛司令部、憲兵団、兵器廠などを爆撃、3000m以上の高々度・夜

間爆撃が主流に

南京への集中的無差別爆撃

- 1937.09/19] 南京を目標とする空襲計画命令書（14日付）～作戦細項「五、爆撃は必ずしも目標に直撃するを要せず、敵の人心を恐怖させるのを主眼とする。よって敵の防禦砲火を考慮し投下点を高度二、〇〇〇～三、〇〇〇米附近に選定し、かつ一航過で爆弾投下を完了されたい」
- 1937.09/20] 80機が昼間爆撃、国民政府・参謀本部・住宅地区が爆撃
- 1937.09/22] 2次に分かれて計65機が爆撃、南京市内30数カ所を爆撃、人口密集の城南大街・外国使館のある新住宅地区・難民収容所など含む。中国の新聞報道によれば、「日本軍機は250キロ爆弾を投下」「下関難民収容所被爆後、血肉が飛散し、悲惨な状況を呈した。数千人の難民を収容した藁葺きの家は、爆弾で延焼した……」
- 1937.09/25] 「最大規模の爆撃」
5次にわたり計96機が昼間爆撃、200発以上の投弾と機銃掃射。目標の多くは文化・衛生機関

- ◇重慶爆撃 1938年末～41年に約200回、焼夷弾使用、約1万2000人に被害
- 1938.12/02] 「大陸指345号」「敵の戦略及政略中枢を攻撃するに方りては好機に投じ戦力を集中して敵の最高統帥及最高政治機関の捕捉撃滅に勉むるを要す」
「在支各軍は特殊煙（あか筒、あか弾、みどり筒）を使用することを得」
- 1939.04/ 「普通民家を目標とする焼夷爆弾として遅動0に近きもの」97式7番6号爆弾2型完成
- 1938.12/25] 攻撃命令～「飛行団は主力を以て重慶市街を攻撃」、「目標は両戦隊とも重慶市街中央公園、都軍公署……公安局県政府を連ぬる地区内とし副目標を重慶飛行場とす」
- 前田哲夫『戦略爆撃』～重慶爆撃「都市恐怖爆撃、あるいは敵国民の抗戦意志破壊という、全く新しい航空戦力運用の思想を開示するものだった」
- 1938.12/26] 重慶に対する第1回空襲
- 1939.05/03]-04] 両日の犠牲者数は05/03] 死亡約1000人、04] 死亡約4400人、負傷両日で約3100人（人民政治協商会議重慶市委員会編『重慶抗戦記事』）
- 1939.05/22] 顧維鈞～第105回理事会で、日本軍の長沙、宜昌、重慶、汕頭の爆撃を非難
- 1939.05/27] 理事会～対中援助及空爆防止に関する2決議文満場一致で採択
- 1939.07/24] 中支那派遣軍参謀長→陸軍大臣板垣征四郎、情勢判断～「陸軍航空部隊は奥地要地に攻撃を敢行し、敵軍及び民衆を震駭し、厭戦和平の機運を醸す。奥地侵攻作戦の効果に期待するところのものは、直接敵軍隊又は軍事施設に与ふる物質的損害よりも、敵軍隊又一般民衆に対する精神的脅威なりとす。彼等が恐怖の余り遂に神経衰弱となり、狂乱的に反蒋和平運動を激発せしむるに至るべきを期待するものなり」極東国際軍事裁判判決速記録
- 1939.10/07] この年最後の重慶爆撃。5月3日から、攻撃日数で22日、回数で27次にわたった。1月の攻撃も含めて計30回に。
『民国28年度四川各地空襲損害統計表』～死者の出た空襲は20回、合計死者4601人、傷者3848人。
『重慶抗戦記事』～1939年の空襲は34次865機をもってなされ、投弾数1897発、家屋損壊4757棟、死者5247人、傷者4196人

◆百一号作戦

1940.04/10]付 軍令部次長『海戦要務令続編（航空戦之部）草案』～要地攻撃の作戦実施要領「第七十四 要地攻撃の要は作戦の推移に即応し主として戦略的要求に基づき、敵の軍事政治経済の中枢機関を攻撃して其の機能を停止せしめ、又は重要資源を破壊して作戦の遂行を困難ならしむると共に、敵国民の戦意を挫折し敵の作戦に破綻を生ぜしめ、或いは敵の主要交通線を攻撃して兵力の移動、軍需品の補給を遮断する等戦争目的の達成を容易ならしむるに在り」

1940.05/18] 百一号作戦の第一次攻撃として四川省奥地への爆撃。09/04]日まで（112日間、72回）。
うち重慶の市街地・工場地帯爆撃は05/26]－08/23]までの間、攻撃日数32日。

カ4弾（陸軍100式50キロ投下焼夷弾）は黄燐溶液を吸収したゴム片と火炎剤を鉄製の弾体に詰めてあり、炸裂するとゴム片は火焰団子となって100メートル四方に飛び散った。黄燐は空気に触れると自然発火し、発煙も甚だしく、人々を恐慌に陥れる副次的効果もあった。人体の場合皮膚を貫いて内部でくすぶり続け、ひどい苦痛を与える

1940.05/29]付 陸海軍協定（第3飛行集団参謀長と連合空襲部隊主席参謀）～「陸海軍航空部隊は本協定期間中、攻撃目標を重慶市街及其の周辺（極力第三国権益の被害を避く）に指向し、兵力及天候の許す限り攻撃を持続す／陸海軍は六月中旬以降月明利用期間は極力昼夜に亘る連続攻撃を実施す」

1940.06/28] 高雄海軍航空隊への命令～「八〇番爆弾は全般に撒布する如く各中隊にて考慮すること」、八〇番は800キロ弾

II. 資料状況について

防衛庁の資料調査について、現時点までにチェックが終わっている綴り・戦闘詳報一覧及び、アジア歴史資料センターで公開している内閣情報部資料から重慶・爆撃関係の外電翻訳を抜粋した一覧（未完）を資料として配付した。

後者においては外電で爆撃があったとされる日について、中国側で作成された被害一覧の日が一致しないところがあること、内容的にこのような資料を使用することで、重慶爆撃の被害状況がより立体的に把握できるのではないかという指摘をした。

伊香報告の討論概要

質問 中支那派遣軍参謀長から板垣征四郎宛の文書は、極東国際軍事裁判速記録だけにあるのか。

報告者 速記録と弁護側が提出用に筆耕したものとでは、微妙に違いがある。もとはどこかにあるはず。

意見 日本にいるアメリカの駐在武官が中国戦線の情報などを集めて本国に送っている報告集がある。南京事件などもあった。

意見 重慶のアメリカ大使館からの公電が、アメリカの外交文書の中にある。イギリス大使やソ連大使のもあるはず。ソ連大使は安全区に移動していないので、なまなましい爆撃記録があるかも知れない。アメリカの海軍駐在武官も送っている可能性がある。日本の海軍省が出した『支那事変に於ける帝国陸軍の行動』の巻末に爆撃の一覧がある。重慶爆撃

はほとんど網羅されている。イギリス・フランスの領事館は被害が出ている。万県は当時は違うが、今は大重慶市に入っている。重慶にはアメリカの暗号解読施設があった。

質問 資料は部隊の戦闘詳報だけで、幕僚の業務日誌は集めていないのか。

報告者 目録は見たが、中身まだ見ていない。

意見 島田日記や上海武官情報、香港武官情報は別の綴りになっている。武官情報は重慶の外電の分析と国民党の放送を傍受して、被害と戦意を分析している。戦闘詳報の時間は日本時間、漢口も日本時間になっている。

意見 田中新一の業務日誌はなまなましいのが出てくる。

質問 飛行場攻撃を都市空襲と考えてよいのか。重慶爆撃は産業基盤の破壊がなく、政治・軍事中枢をねらっているのでは、東京空襲と違うのではないか。

報告者 重慶爆撃では飛行場や政治中枢はねらっているが、産業施設の爆撃はあまりない。

意見 航空侵攻作戦はまず航空撃滅戦、飛行場の撃破をやって、それで制空権を確保して、それから本質的な市街地爆撃に行く。陸軍は戦線を持っているので地上戦支援がある。海軍は戦略爆撃と親和感が強い。ヨーロッパでもワルシャワ・ロッテルダムの空襲は陸軍の電撃作戦を支援するものである。都市爆撃には違いないが、戦術爆撃の範疇になる。南京爆撃も戦術爆撃になる。重慶爆撃は志気の破壊を目的にしている。アメリカが東京空襲という産業基盤の破壊は名目で、とってつけたものである。アメリカはヨーロッパで輸送線の破壊を徹底してやった。アメリカはヨーロッパでは、無差別爆撃や夜間低空焼夷弾爆撃をしないで、イギリスに任せている。『支那事変に於ける帝国陸軍の行動』の爆撃の一覧によると、海軍は中国で300か所以上爆撃しているが、集落とはいっても、都市でないものもある。住民爆撃・無差別爆撃ではあっても、都市爆撃でないものもある。

意見 東京空襲の場合は1945年2月に硫黄島を占領し、足の短い飛行機でも本土攻撃できるし、航空母艦も日本近海で作戦できるようになる。この時東京空襲の準備で、関東平野の各地の飛行場を爆撃している。飛行場攻撃は東京空襲のための環境整備—制空権確保という性格がある。

報告者 周辺に住宅地がある飛行場爆撃は、攻撃する側の主観的意図は軍事目標主義だが、実態は無差別爆撃になっている。昼間の比較的low altitudeからの正確な爆撃でないと軍事目標主義が貫徹されない。都市爆撃をどこからとは線を引けない。

意見 重慶でもまず広陽壩、白市駅という2つの飛行場を集中的に爆撃するのと、空軍力を撃滅する航空戦を先にやっている。制空権を確保したあと市街地爆撃をやっている。国際法の軍事目標は陸軍作戦との直近距離のものであるから、重慶は軍事目標にならない。

意見 この前の防空壕の報告の翻訳に、ドイツ側が64都市が空襲を受けたということ付け加えたいと言っている。これは7大都市と57の中小都市を加えたもので、これはアメリカ軍がB29による爆撃の目標とした都市なのでいいが、空襲を受けた都市というと、那覇も入るし、都市と限定すると町は入らないので減るし、とぼっちりの空襲を受けた都市を入れれば増える。空襲都市の数え方は難しい。

意見 全国戦災都市連盟の数えた死者数は50万人で少ない。

意見 全国戦災都市連盟の調査の根拠は、二重の意味でよくわからない。

(1) 同連盟調査の数字として参照される『日本の空襲10・補巻・資料編』116-120の『全国戦災都市空爆死没者数一覧——全国戦災都市連盟調査』の出典が明記されていない。(死没者509469人-A)。

Aと全国戦災都市連盟編『戦災復興と全国戦災都市連盟の歩み』に収録されている数字(5097340人-B)とは微妙に異なっており、『日本の空襲』はBと異なる出典を利用したものと思われる。

(2) そもそも同連盟の「調査」(B)なるものがどのように行われたのかは、『歩み』には明記されていない。Bの数字は経緯から見て姫路の慰霊塔を建設する際に被災113都市から申告された数字を積算したものと思われる(実際に慰霊塔に刻まれた数字がこの通りかはわかりません)。

ちなみにこれらの数字には広島・長崎の死没者を含み、気がついたところでは川崎市の数字が含まれていない。東京都は94225人となっているが、八王子市は別に掲げられている(396人)。

意見 東京新聞の1995年の全国調査の数字—「47都道府県、400市区町村で95万人の犠牲」が正確に近いのではないか。空戦法規の中に軍事目標は明記してある。明記するかどうかで、アメリカと日本が賛成し、イギリスとフランスが反対して折り合わずに、条約化できなかった。

意見 海軍のパンフレットに南京以降の武漢までの航空作戦を書いたものがある。そこには除州会戦や吉安がある。

意見 ノモンハンも戦術爆撃であるが、飛行場爆撃において都市爆撃の観点から軍事目標主義が貫徹したか、を見る必要がある

(文責 山辺昌彦)

今後の予定

第11回研究会

テーマ 東京大空襲訴訟の経過と意義

報告者 星野ひろし(原告団長)さん 原田敬三(弁護団)さん

日時 6月16日(土) 14:00-18:00

場所 東京大空襲・戦災資料センター